

分野・テーマ別海外販路開拓支援事業実施要領

制定 平成31年 3 月29日30食産第5357号

農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年 4 月 1 日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 の事業の種類の欄の 1 の（1）のイの分野・テーマ別海外販路開拓支援事業（以下「本事業」という。）は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成28年 4 月 1 日付け27食産第5418号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

1 実施要綱別表 1 の事業実施主体の欄の 2 の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

（1）第3の1の分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動推進事業

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合、輸出組合、酒類業組合及び独立行政法人

（2）第3の2の輸出に取り組む優良事業者表彰事業

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第3セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人並びに法人格を有さない団体で食料産業局長が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）主たる事務所の定めがあること。

（2）代表者の定めがあること。

（3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

（4）各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。

3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画という。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲については、次のとおりとする。

1 分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動推進事業

事業実施主体は、第3の1の（2）の事業を行う事業実施者（以下「事業実施者」

という。)を選定するため、(1)により審査等を行う公募選考会の開催、事業実施者の公募、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を実施する。

(1) 事業実施者の選考

ア 公募選考会の開催

外部有識者及び農林水産省職員から構成される公募選考会を設置し、(2)の事業を行う事業実施者の選考を行う。

イ 事業の管理等

事業実施者の公募、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う。

(補助対象経費)

謝金、旅費、委託費、賃借料及び使用料、需用費、賃金、人件費等

(2) 事業実施者が行う分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動事業

事業実施者が行う分野・テーマ別のPR活動や分野・テーマ別の販売促進活動について支援を行う。

① 分野・テーマ別のPR活動

日本食・食文化の普及と一体となったPRや日本製品の認知度向上やブランド化に向けて、セミナーの開催、展示会への参加等によるPRや海外バイヤー、レストラン関係者等を国内産地や加工現場等へ招へいし、日本製品の品質の高さや食品の安全性、高度な品質管理の状況等についてのPRを実施する。

また、今後、輸出拡大が具体的に見込まれる分野、テーマに関して、品目横断的なPR等を実施する。

※具体的な成約等の成果が見込める取組に限る。

※特定の地域、産地の商品等に係るものを除く。ただし、GFPグローバル産地計画の承認規程（平成31年2月1日付け30食産第4260号農林水産省食料産業局長通知）に基づく承認を受けたグローバル産地形成計画に基づきPR等を行う場合はこの限りではない。

(補助対象経費)

謝金、旅費、委託費、賃借料及び使用料、需用費、賃金、人件費（事業実施者が民間事業者である場合を除く。）等（分野・テーマ別のPR活動については、定額とする。）

② 分野・テーマ別の販売促進活動

様々な農林水産物・食品の商品を取り扱う事業者等が複数の産地等と連携し、新たな販路開拓を行うため、国内外の商談会への参加等の販売促進活動を実施する。

※具体的な成約等の成果が見込める取組に限る。

※特定の地域、産地のみの事業者が取り組む場合を除く。ただし、GFPグローバル産地計画の承認規程に基づく承認を受けたグローバル産地形成計画に基づき販路開拓を行う場合はこの限りではない。

(補助対象経費)

旅費（事業実施者が国内で開催する商談会等に参加し、自らの商品の販売促進活動を行う場合を除く。）、謝金、委託費、賃借料及び使用料、需用費、賃金、人件費（事業実施者が民間事業者である場合及び自らの商品の販売促進活動を行う場合を

除く。)等(分野・テーマ別の販売促進活動については、経費の1/2以内とする。)
ただし、次に掲げる取組は対象としない。

- ・独立行政法人日本貿易振興機構(以下「JETRO」という。)が海外で開催される食品総合見本市に設置するジャパンパビリオンへの出展
- ・JETROが開催する食品総合商談会への参加
- ・国内で開催される見本市等への出展(事業実施者が開催する商談会等を除く。)

2 輸出に取り組む優良事業者表彰事業

事業実施主体は、海外における日本食・食文化の一層の理解深化と日本産農林水産物・食品の輸出促進及び事業者の輸出意欲の喚起に向けて、日本産農林水産物・食品の輸出に関わる業務に携わる団体(企業、法人、任意団体等)又は個人(以下「輸出事業者」という。)のうち、優れた事業者を表彰するため、以下の(1)及び(2)に掲げる全ての取組を実施するものとする。

(1) 表彰事業者の選出

輸出事業者、学識経験者等を含めた有識者で構成された選賞審査委員会を開催し、輸出事業者から優れた取組を行っている事業者の選出を行う。

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、資料作成費、資料印刷費、消耗品費等

(2) 表彰式典の開催等

ア 表彰式典の開催

(1)で選出された輸出事業者の表彰等を行うため、表彰式典を適切かつ円滑に開催する。

イ 効果的な取組事例の紹介の実施

(ア)表彰式典において、表彰事業者の取組事例を効果的に紹介するため、資料、展示物等の作成、選定、輸送等を実施し、会場において展示物等に係る設営及び撤去を実施する。

(イ)(ア)で作成した資料等を、インターネット等により公表し周知等を実施する。

ウ 表彰式典開催の広報活動等の実施

報道関係者や輸出事業者等の参加を促すため、周知等を実施する。

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、資料作成費、資料印刷費、消耗品費、会場装飾費、運営備品借上料、通信運搬費、輸送費、広報普及費等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成31年度から平成32年度までとする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の食料産業局長が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとし、食料産業局長は、次に掲げる基準を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- (3) 事業実施主体が事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (5) 同一提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていないこと又は受ける予定がないこと。

第6 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2による事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

- 2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の1の（1）のイの分野・テーマ別海外販路開拓支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

- 3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添1又は別添2の「第1 総括表」における「事業の委託」の欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業の実施

分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動推進事業については、以下のとおり実施するものとする。

- (1) 分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動推進事業実施規程の作成

事業実施主体は、事業実施者の行う事業の実施に際し、補助金の交付の手続等について別途実施規程（以下「実施規程」という。）を作成し、別記様式3により食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

(2) 実施規程は以下の事項を記載するものとする。

- ア 交付対象要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額
- イ 交付申請及び実績報告
- ウ 交付の決定及び補助金の額の確定等
- エ 申請の取下げ
- オ 分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動事業実施計画の(変更)承認等
- カ 補助金の支払
- キ 交付決定の取消し等
- ク 補助金の経理
- ケ 個人情報保護等に係る対応
- コ 海外の付加価値税に係る還付金の納付
- サ その他必要な事項

(3) 第3の1の(2)の事業実施者が行う分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動事業(以下「分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動事業」という。)の公募、審査及び採択

事業実施主体は、第3の1の(2)の事業の実施に当たり、第3の1の(1)に掲げる公募選考会を設置し、事業実施者を公募により採択するものとする。公募選考会は、事業実施者から提出された分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動事業実施計画が適切であるか等について審査を行うものとする。

なお、事業実施主体は事業実施者を公募するごとに、公募選考会の審査を受けるものとし、公募選考会の審査結果及び適切と判断された分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動事業実施計画について、食料産業局長に提出するものとする。

(4) 分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動事業実施に関する事項

ア 分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動事業実施計画の作成及び承認手続

事業実施主体は、分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動事業の実施に当たり、実施規程に定める分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動事業実施計画を事業実施者に作成させ、事業実施主体に提出させるものとする。事業実施主体は、提出された分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動事業実施計画を取りまとめ、別記様式4により食料産業局長に提出するものとする。

ただし、(3)の事業の公募において提出された分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動事業実施計画のうち提出時から変更がないものについては、提出の必要はない。

イ 交付決定及び額の確定

事業実施主体は、食料産業局長による分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動事業実施計画の承認後、事業実施者に交付申請書を提出させ、交付決定を行うとともに、事業完了後に確定検査を行い、額を確定し、確定額に基づき支払を行う。

ウ 分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動事業の進捗管理、助言等

事業実施主体は、実施規程に基づき、事業実施者から必要な報告をさせるとともに、事業実施者における事業の進捗状況を管理し、事業実施者に対し、必要に

応じて助言や指導を行うこととする。

エ 事業終了後の分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動事業の実施結果報告

事業実施主体は、事業終了後、事業実施者に実施結果報告書を作成させ、事業実施主体に提出させるものとする。

第8 事業実施状況等の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業の一環として作成した報告書を添付の上、食料産業局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第9 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を食料産業局長に提出するものとする。

ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合には、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第10 報告又は指導

食料産業局長は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第11 特許権等の帰属

本事業を実施することにより、発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、事業実施主体を通じ、国に提出することを条件に、事業実施者に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく食料産業局長に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

- 4 事業実施者は、本事業の成果である特許権等については、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に食料産業局長と協議して承諾を得ること。

第12 収益納付

- 1 事業実施者が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、事業実施主体は、実施要綱第8の1の規定に基づき、別記様式5により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに食料産業局長に報告するものとする。
ただし、食料産業局長は特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 食料産業局長は、1による報告に基づき、事業実施主体又は事業実施者が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。
ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、食料産業局長は、特に必要と認める場合には、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第13 情報の取扱い

事業実施主体となった団体の職員及び公募選考会の委員は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第14 留意事項

- 1 事業実施主体は、第3の1の分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動推進事業の実施に当たっては、日本食品海外プロモーションセンターやJETROと必要な調整・連携を図るものとする。
- 2 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 品目別等輸出促進対策事業実施要領（平成30年3月30日付け29食産第5403号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。
- 3 廃止前の2に掲げる通知により平成30年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1（第2の3関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事 業 名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月～ 月）
- 7 構成員

名称	所在地	代 表 者 氏 名	大 企 業 ・ 中 小 企 業 の 別	従 業 員 数	資 本 金	年間 販 売 額	主 要 事 業	備考

（注）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - （3）その他参考資料

別記様式2（第6の1関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

平成○年度分野・テーマ別海外販路開拓支援事業実施計画の承認（変更、中止
又は廃止の承認）申請について

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号
農林水産事務次官依命通知）第5の1（注1）の規定に基づき、関係書類（注2）を添え
て、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

（変更の理由）

○○○○○○○○○○○○（注3）

（中止、廃止の理由）

○○○○○○○○○○○○（注4）

（注1）変更、中止又は廃止の承認申請の場合には、「第5の2」とすること。

（注2）関係書類として、第3の1の分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動推進事業
については別添1を、第3の2の輸出に取り組む優良事業者表彰事業については別
添2を添付すること。

（注3）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実
施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二
段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当
該変更の対象外となるものについては省略すること。

（注4）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注5）事業実施結果報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成○年度分野・
テーマ別海外販路開拓支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添1
又は別添2には実績を記載すること。

● (別添 1)

第 1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
1 の (1) のイ 分野・テーマ別海外販路 開拓支援事業	1 分野・テーマ別の PR活動・販売促進 活動推進 事業費 (1) 事業実施者の選 考に係る 経費 (2) 事業実施者の行 う分野・テーマ別の PR活動・販売促進 活動事業 に係る経 費	千円	千円	千円	委託する事業の内容及び それに要する 経費	
合 計						

(注) 1 事業種類は、交付要綱別表 1 の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付要綱別表 1 の分野・テーマ別海外販路開拓支援事業の項の経費の欄により記入すること。

第2 分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動推進事業実施計画

1 事業実施主体の概要

- (1) 事業実施主体の名称（注：ふりがなを付すこと。）
- (2) 主たる事務所の所在地（注：郵便番号を付すこと。）
- (3) 代表者の役職名及び氏名（注：ふりがなを付すこと。）
- (4) 設立目的
- (5) 設立年月日

2 事業目的

（注：輸出戦略に基づく、具体的な事業目的と目指すべき成果を記載すること。）

3 事業目標

（注：記載例）

平成31年において輸出額1兆円を達成するため、事業実施者の採択に当たっては、以下の者の取組を優先採択する。

- ・平成29年度の輸出実績（金額）を、平成31年度において〇〇%以上増加させる目標を設定した者
- ・平成29年度に輸出実績がない場合には、補助金要望額の〇〇%以上を輸出実績とする目標を設定した者

4 事業の内容

- (1) 事業実施者の選考
- (2) 分野・テーマ別のPR活動支援
- (3) 分野・テーマ別の販売促進活動支援

5 事業実施体制

（注：それぞれの事業担当ごとの氏名及び役割、委託する場合の委託先との関係を図表等により記載すること。）

6 事業実施のスケジュール等

(1) 事業実施スケジュール等（注：活動内容ごと及び月ごとにスケジュールを記入。）

	内 容	○年									○年		
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													

(2) 事業完了予定年月日
 年 月 日

7 積算内訳（注：実績報告の際には「経費内訳」とすること。）

区 分	事業費	負 担 区 分			事業の 委 託	備考
		国 庫 補助金	自 己 負担金	その他		
1 事業実施者の選考等	千円	千円	千円	千円	(1) 委託先	※1 各経費については、第3の1の補助対象経費を参考とすること。
2 事業実施者の行う事業					(2) 委託する事業の内容	※2 事業の一部を委託する場合は、それに要する経費を記載すること。 ※3 旅費については、旅費を使用する者の内訳が分かるように記載すること（別葉可）。 〇〇〇費 単価×数量、人数等＝〇円 単価×数量、人数等＝〇円 単価×数量、人数等＝〇円 単価×数量、人数等＝〇円 〇〇〇費 単価×数量、人数等＝〇円 単価×数量、人数等＝〇円 単価×数量、人数等＝〇円 単価×数量、人数等＝〇円
計						

（注）

- 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、人数等）を詳細に記載すること。
なお、備考については、別葉とすることができる。
- 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

8 添付資料

- (1) 人件費、謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。
- (2) 事業費の自己負担金の構成員別負担額及び負担割合（％）を記した資料（様式は任意）を添付すること。
- (3) 事業の一部を委託する場合には、その相見積り、委託契約書（案）を添付すること。また、相見積りを取っていない場合は最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠としない場合には、その理由を明らかにした資料を添付すること。
- (4) その他必要に応じて資料を添付すること。

(別添２)

第１ 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
1の(1)のイ 分野・テーマ別海外販路 開拓支援事業	2 輸出に 取り組む 優良事業者表彰事業に係る 経費 (1)選賞審査委員会 開催に係る経費 (2)表彰式 典開催に係る経費 (3)報告書 作成に係る経費	千円	千円	千円	委託する事業の内容及び それに要する 経費	
合 計						

(注) 1 事業種類は、交付要綱別表１の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付要綱別表１の分野・テーマ別海外販路開拓支援事業の項の経費の欄により記入すること。

第2 輸出に取り組む優良事業者表彰事業実施計画

1 事業実施主体の概要

- (1) 設立目的
- (2) 設立年月日
- (3) 主たる業務の内容
- (4) 事業担当者連絡先
 - ① 所属、役職名及び氏名
 - ② 所在地
 - ③ 電話番号及びFAX 番号
 - ④ E メールアドレス

2 事業目的

3 事業目標等

(1) 事業目標

※事業目標の欄には、達成すべき定量的な成果目標等を記載すること。

(例) 本事業の実施により、表彰候補者(応募者)数を前年度比〇%以上増加とする。

(2) 事業成果・効果の検証方法

(3) 事業成果(事業目標に対する事業の取組実績を記載)

4 事業実施体制図(連携又は委託を行う団体があればその名称、概要及び事務処理体系も記載)

5 事業実施スケジュール(主な事業の開催時期、開催地、主な内容を記載)

6 事業内容

(1) 表彰事業者の選出

(選出時期、選出内容等を具体的に記載)

(2) 表彰式典の開催等

(実施時期、実施場所、実施内容、実施方法等を具体的に記載)

別記様式3（第7の（1）関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

平成○年度分野・テーマ別海外販路開拓支援事業実施規程の承認
（変更の承認）申請について

分野・テーマ別海外販路開拓支援事業実施要領（平成31年3月29日付け30食産第5357号農林水産省食料産業局長通知）第7の（1）の規定に基づき、分野・テーマ別海外販路開拓支援事業実施規程の承認（変更の承認）を申請する。

（注）関係書類として、分野・テーマ別海外販路開拓支援事業実施規程を添付すること。

別記様式4(第7の(4)関係)

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

平成○年度分野・テーマ別のPR活動・販売促進活動事業実施計画
の報告について

分野・テーマ別海外販路開拓支援事業実施要領（平成31年3月29日付け30
食産第5357号農林水産省食料産業局長通知）第7の（4）の規定に基づき、
別添のとおり報告する。

（注）関係書類として事業実施者の分野・テーマ別のPR活動・販売促進活
動事業実施計画を添付すること。

別記様式 5 （第12の 1 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

平成○年度分野・テーマ別海外販路開拓支援事業に係る収益状況報告書

○年○月○日付け○第○○号をもって補助金の交付決定の通知があった分野・テーマ別海外販路開拓支援事業に関する平成○年度の収益の状況について、分野・テーマ別海外販路開拓支援事業実施要領（平成31年 3 月29日付け30食産第5357号農林水産省食料産業局長通知）第12の 1 の規定に基づき、以下のとおり報告する。

- 1 事業の内容

2 補助事業の実施により得られた収益の累計額

3 上に要する費用の総額

4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定

5 前年度までの収益納付額

6 本年度収益納付額
- 円

円

円

円

円

円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。